

令和8年度学生向け起業伴走プログラム業務委託 仕様書

1 件名

令和8年度学生向け起業伴走プログラム業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで

3 目的

本県では、令和7年7月さいたま新都心にイノベーション創出拠点「渋沢MIX」を開設した。渋沢MIXでは、「オープンイノベーションの創出・促進」「スタートアップの創出・成長支援」「イノベーションを担う人材の育成」の3つのコンセプトを掲げ、様々な企業や人の出会い・交流を促し、化学反応を起こしてイノベーションを創出することで、県内経済の活性化を図っているところである。

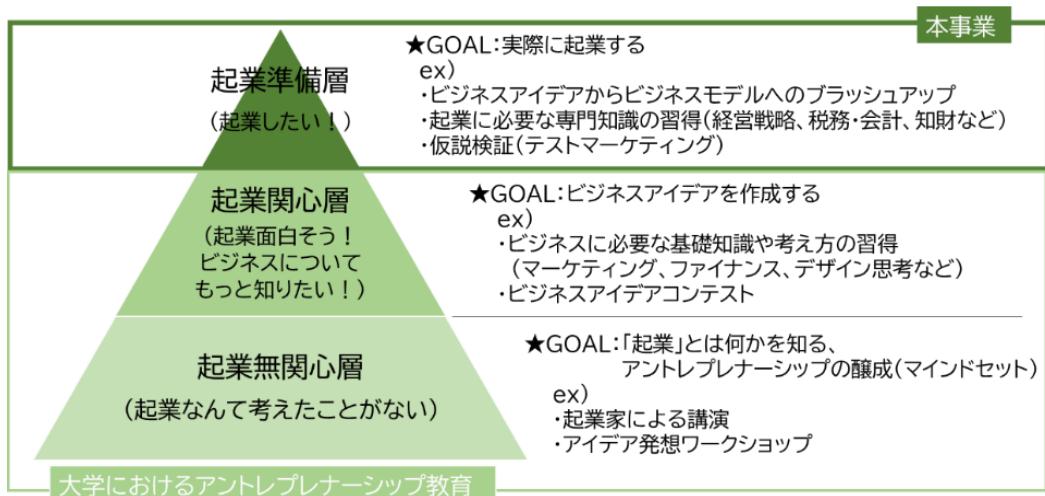
本事業は、上記コンセプトのうち、「イノベーションを担う人材の育成」の一環として、大学生等を対象とした起業伴走プログラムを実施することにより、若者の起業家的資質や能力を育み、将来的に県内のイノベーションを牽引する人材を輩出することを目的とする。

4 事業の概要

（1）概要

起業を目指す大学生等を対象に、アクセラレーションプログラム（集合型講座やメンタリングによる個別支援、支援金支給等）を実施する。

大学におけるアントレプレナーシップ教育では、アントレプレナーシップの醸成からビジネスアイデアの作成までにとどまり、アイデアの事業化まで結びつけることは難しい現状を踏まえ、本事業ではビジネスアイデアを持つ学生に対し、ビジネスモデルの構築および仮説検証の伴走支援を行うことで、学生のアイデアを事業化につなげることを目指す。



(2) 対象者

埼玉県内の起業又は事業実施を目指す大学生、短期大学生、専門学校生及び大学院生等（以下、「大学生等」という）

(3) 参加人数

10チーム程度（各1～5名）、計30名程度

(4) スケジュール

時期	内容
6月～8月	参加者募集、イベントの実施
8月	参加者決定
8月～10月 （～中間成果発表会まで）	集合型講座・個別支援の実施
10月	中間成果発表会の実施（支援金支給者審査）
10月～2月 （中間成果発表会後～）	メンタリング等による伴走支援、支援金支給
2月～3月	最終成果発表会、渋沢MIX合同成果発表会

(5) 実施場所

渋沢MIX

（埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4丁目262番18「ekismさいたま新都心」5階）

5 業務内容

(1) 参加者募集・選定

ア 募集時期

6～8月

イ 募集チラシの作成

A4版サイズで作成し、県が校了の判断を行うまで校正すること。校了後、電子データ（編集可能な形式を含む）を県に納品すること。また、紙媒体を作成し（3,000部程度）、大学をはじめ効果的な周知が見込める団体やイベントで配布すること。

ウ 応募書類のフォーマット作成

参加申込者の基本情報（氏名・連絡先等）をはじめ、参加者の審査・選定等に必要な記載項目を盛り込むこと。また、参加申込者が作成しやすいツールを利用すること。

エ 広報

受託者が持つネットワークや各種広報手段を可能な限り活用し、学生や大学等に周知を行い、応募者を20者（チーム）以上確保できることを努めること。また、必要に応じて、県が行う広報の支援を行うこと。

オ 参加者受付・管理

参加申込はオンラインにて受け付けることとし、受託者にて申込フォーマットを作成すること。なお、参加申込者情報及び応募書類を適切に管理するとともに、適宜参加申込者への連絡・情報共有を図ること。

カ プログラム参加者の選定

本事業の趣旨を踏まえ、公平な審査の上、参加者を決定すること。審査の詳細は県との協議により決定する。審査実施後は参加申込者に対し速やかに参加の可否を連絡すること。

(2) プレイベント

ア 実施時期

6～8月 ((1) の参加者募集期間中)

イ 実施場所

4 (5) と同様

ウ 内容

応募者確保につながる効果的なイベントを提案の上、1回以上行うこと（例えば、学生起業家による講演、プログラムの説明と応募書類の作成フォロー等）。また、希望者に対しては個別相談等により、応募に当たってのフォローアップを行うこと。

(3) 集合型講座・個別支援

ア 実施期間・回数

8～10月 (3～5回程度の集合型講座と個別支援)

イ 実施場所

4 (5) と同様

※原則、対面にて実施すること。

ウ 内容

ビジネスモデルの構築及び仮説検証に必要な知識やスキルの習得を目的とした講義やワークショップなどの集合講座と、個別相談等による個別支援を組み合わせて提案の上、実施すること。集合講座については、アーカイブで視聴できるようにするなど、欠席者へのフォローアップ体制を整えること。

エ アンケート調査の実施

各回参加者に対しアンケートを実施し、集計・分析を行った上で、結果を県に報告すること。また、アンケート結果を踏まえて、プログラム期間中に修正等が可能なものについては、可能な限り対応すること。

(4) 中間成果発表会

本プログラムの中間成果報告の場として、全参加者を対象としたピッチイベントを開催すること（クローズなイベントを予定）。なお、中間成果発表会は（5）アの支援金支給対象者の審査を兼ねるものとする。

ア 実施時期

10月

イ 実施場所

4(5)と同様

※原則、対面にて実施すること。

ウ 内容

参加者によるビジネスプランのプレゼンテーションを実施し、これに
対して審査員による講評や助言等を行うこと。

エ 審査員及び審査基準

明確な審査基準を定めるとともに、適切な審査員を配置し、公平な審査
の上、支援金支給対象者を選定すること。審査員には起業家や投資家等の
適正な審査及び講評や助言等を行える人物を複数人選定するとともに、
県の関係者を含めること。また、審査員及び審査基準は県と協議の上、決
定すること。

オ アンケート調査の実施

参加者に対しアンケートを実施し、集計・分析を行った上で、結果を県
に報告すること。また、アンケート結果を踏まえて、（7）最終成果発表
会にて修正等が可能なものについては、可能な限り対応すること。

(5) 支援金の支給

ア 支給対象者

（4）中間成果発表会の審査結果に基づき、県と協議の上、決定する。

イ 支給額

上限90万円の範囲で配分して支給することとし、（4）中間成果発表
会の審査結果に基づき、県と協議の上、決定する。なお、支援金は委託料
から支出すること。

ウ 対象経費

支援金は本プログラム期間中の事業推進に係る経費のみに活用できる
こととし、県と協議の上、対象経費等の詳細を定めること。

＜想定される支援金の対象経費＞

試作品制作費、市場調査費、広報費、会社設立に係る登記費 など

エ 支給方法

支援金の支給に当たっては、事前に交付対象者から支援金の使途に係
る計画書等を提出させ確認を行うとともに、支給対象経費が適正なこと
を確認した上で支払いを行うこと。

支払いは口座振込により受託者が行うこととし、振込手数料は受託者
にて負担すること。口座情報等については、関係者以外への漏洩等がない
よう厳重に管理すること。

(6) 伴走支援の実施

ア 実施期間

10月～2月（月1回以上）

イ 内容

参加者に対しメンタリング等の伴走支援を行い、事業推進を支援すること。ビジネスモデルの仮説検証・実証実験段階における支援を想定しているが、対象者の進捗に沿って適切な支援を行うこと。そのほか、月1回程度、参加者同士の交流を図る機会を設けること。

ウ 実施方法

オンラインと対面を組み合わせて効果的に実施すること。対面で実施する場合は渋沢MIXを使用可能であるが、受託者にて別会場を手配する場合は、会場費等は受託者が負担すること。

エ 実施記録の作成

伴走支援の実施記録及び進捗確認表等を作成するとともに、定期的に進捗状況を県に報告すること。

(7) 最終成果発表会

本プログラムの最終成果報告の場として、一般公開のピッチイベントを開催すること。発表者と観覧者が自由に交流する時間を設け、発表者の今後の事業推進につながるネットワーキングの場となるよう工夫すること。

ア 実施時期

2月～3月

イ 実施場所

4（5）と同様

※原則、対面にて実施すること。

ウ 内容

参加者によるビジネスプランのプレゼンテーションを実施し、これに対して審査員による講評や助言等を行うこと。また、本審査にて、渋沢MIX合同成果発表会の登壇者を選定すること（3名程度）。

エ 審査員及び審査基準

明確な審査基準を定めるとともに、適切な審査員を配置し、公平な審査の上、支援金支給対象者を選定すること。審査員には起業家や投資家等の適正な審査及び講評や助言等を行える人物を複数人選定するとともに、県の関係者を含めること。また、審査員及び審査基準は県と協議の上、決定すること。

オ 観覧募集チラシの作成

A4版サイズで作成し、県が校了の判断を行うまで校正すること。校了後、電子データ（編集可能な形式を含む）を県に納品すること。また、紙媒体を作成し（3,000部程度）、効果的な周知が見込める団体・施設やイベント等で配布すること。

カ 観覧者受付・管理

参加申込はオンラインにて受け付けることとし、受託者にて申込フォームを作成すること。参加申込者情報は適切に管理すること。

キ 広報

受託者が持つネットワークを活用し、大学、起業支援関係者、金融機関、VC等、発表者の今後の事業推進に有益な関係者や、過去参加者および次年度参加希望者等が集まるよう工夫すること。また、必要に応じて、県が行う広報の支援を行うこと。

ク アンケート調査の実施

発表者及び観覧者に対しアンケート調査を実施し、集計・分析を行った上で結果を県に報告すること。

（8） 渋沢MIX合同成果発表会

渋沢MIXおよび渋沢MIXの3つコンセプトに基づいたプログラムの合同成果発表会（以下、渋沢MIX合同成果発表会）の中で、本プログラムの認知度向上およびプログラム参加者の更なる事業推進につながるイベントを実施すること。なお、渋沢MIX合同成果発表会全体の企画・運営等は別事業者が行う。

ア 実施時期

3月

イ 内容

（7）最終成果発表会で選定した登壇者によるピッチのほか、本プログラムの認知度向上およびプログラム参加者の更なる事業推進につながるコンテンツを盛り込むこと。内容および時間等については、県および他の渋沢MIX合同成果発表会関係者と調整の上、決定する。

ウ 広報

受託者が持つネットワークを活用し、大学や起業支援関係者、金融機関、VC等、発表者の今後の事業推進に有益な関係者や、過去参加者および次年度参加希望者等が集まるよう工夫すること。また、必要に応じて、県が行う広報の支援を行うこと。

エ その他

渋沢MIX合同成果発表会のうち、本プログラムのイベントに係る部分の費用については、原則受託者にて負担すること。

(9) 実施報告書

ア 提出方法

実施報告書には、全体概要、参加者の事業進捗、プログラムの様子が分かる写真、各アンケート結果等を盛り込み、電子データにて提出すること。また、次年度以降に渋沢MIX等のHPからアーカイブとして参照できるよう、HP公開用のPDF版実施報告を併せて提出すること。

イ 提出期限

令和9年3月23日（火）

(10) その他

ア 業務運営体制

受託者は、以下の業務を適切に実施できるよう、統括責任者及び必要な人員を配置すること。また、本業務の実施において、県が追加の人員配置が必要と判断した場合は速やかに必要な措置を講ずること。

- ・ 本業務の運営管理及び県との連絡調整
- ・ 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- ・ イベント等の企画、運営
- ・ 業務全体の進捗管理、報告
- ・ その他本業務の運営上必要と認められる事項

イ スケジュール

契約後速やかに業務の進行スケジュール表を作成し、県の承認を得ること。また、スケジュール表に基づき、業務の進捗状況を適宜県に報告すること。

ウ 問い合わせ窓口の設置

本プログラム専用のメールアドレス及び電話番号等を用意し、原則として、参加申込者や関係者からの問い合わせ等に対応すること。

エ 参加費

本プログラムへの参加費は全てにおいて無料とすること。

オ 情報発信

本プログラムの情報や内容等について、特設HPやSNS等により、効果的な情報発信を行うこと。

カ 参加者コミュニティ（オンライン）の運営

事務局とのコミュニケーションや参加者同士の交流促進を目的としたオンラインコミュニティを運営すること。

キ 渋沢MIX運営事業者等との連携・調整

本事業の実施に当たっては、渋沢MIXの運営受託事業者や他の渋沢MIXプログラム受託事業者と十分な連携や調整を図ること。また、渋沢MIXの専門人材（コミュニティマネージャー、スタートアップアドバイザー、共創コーディネーター）とは隨時情報共有を図るなど密に連携し、当該年度の支援後も参加者が渋沢MIXの専門人材による支援が受けられる体制整備を図ること。渋沢MIXが行う学生向け事業についても、助言や大学・学生等に対する情報発信等、可能な限り協力すること。

ク 参加者に対する留意事項

本事業は学生を対象とすることから、教育的側面も持つことに留意すること。また、多額の借金を背負うなど、参加者が多大なリスクを背負うことがないよう、適切に助言を行うこと。

6 留意事項

- (1) 受託者は県と十分協議を行いながら、適切な体制により効率的な業務推進に努めること。業務を実施する上で、疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項や詳細については、別途協議の上定めることとし、県の指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は、本業務の全て又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じること。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務に係る経費は、県が事前に指定したものを除き、原則として全て本委託費から負担するものとする。
- (6) 本業務の実施における危機管理体制については、本業務開始時に県へ報告すること。なお、事故が発生したときは、速やかにその状況を県に報告するとともに、県の指示に従い適切に対応すること。
- (7) 講義、ワークショップ等にて使用する教材、募集チラシ及び実施報告書等の各種資料の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないこと。委託業務により得られた成果品に係る著作権については、埼玉県に帰属するものとする。ただし、写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。
- (8) 本業務の履行に伴い発生する成果品における著作権その他知的財産権及び肖像権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。また、万一、何らかの権利に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対処すること。
- (9) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。また、それに伴い発生した県の損害等については、受託者が補償するものとする。